

〔科目名〕 憲法概論				〔単位数〕 2 単位		〔科目区分〕 教養科目	
〔担当者〕 小 林 直 樹		〔オフィス・アワー〕 時間： 適宜（※要事前連絡） 場所： 612 研究室			〔授業の方法〕 講 義		
〔科目の概要〕 「憲法」は、政治家や政治に関心のある人の主義・主張とイメージしがちですが、実際には私たちにとって非常に身近な法といえます。つまり、私たちの生き方や国のあり方を左右し、現在および将来の人々の基本的人権、例えば、プライバシー権、性差別等を禁ずる平等権、思想・良心の自由や表現の自由等の自由権、生存権や教育を受ける権利等の社会権、主権者としての参政権の保障にかかわる法と言えます。そのため、私たちは権利や自由を充実させるために、教養としての憲法の知識を身につける必要があります。 そこで、本講義は、憲法が定める”基本的人権は何か？”、それらを支える”基本原理とは何か？”を考え、併せて、人権を保障するための手段としての統治機構、すなわち国会・内閣・裁判所といった各機関の概念のほか相互の関係(抑制と均衡)、地方自治について学びます。また、新聞記事等で取り上げられた具体的事例をとりあげ、憲法が受講生にとって身近な法であると感じられるよう、展開しようと考えています。 本講義では、中学・高校で学んだ知識を基盤としつつ、日本国憲法およびそれに関連する法（法律や条例、国際法）について、時事問題を通じて憲法の「考え方」を身につけることを目的とします。 なお、進捗状況によっては、授業スケジュールおよびその内容について若干の変更もあります。							
〔「授業科目群」・他の科目との関連付け〕・〔なぜ、学ぶ必要があるか・学んだことが、何に結びつくか〕 本講義の目標は、教養としての憲法の「考え方」を修得することです。しかし、憲法は、時代や国・地域によって異なり、その「考え方」も異なります。また、社会現象（自然環境の維持や動物の福祉、人の生命や人生設計等のライフスタイルのあり方、生命倫理、情報化社会における個人情報保護、AI の進化、企業と人権問題、難民問題等）から影響を受けてダイナミックに変化もします。受講生各自が多様化する現代社会を意識し、興味関心のある分野（自然科学・人文科学）を学ぶことで、憲法の「考え方」のバリエーションを増やしてほしいと思います。それにより、憲法の「考え方」を深化させ、複眼的見方を得て、憲法の「考え方」を実践できるようになると考えます。							
〔科目の到達目標〕 4 点（①“憲法の基本的な用語を理解し、説明できるようになる”、②“憲法の「考え方」（学説や裁判例）を理解する”、③“憲法の「考え方」を理解したうえで、その内容を説明できるようになる”、④“①～③をもとに、社会における憲法にかかわる問題について自分の考えを説明できるようになる”）を重視し、評価をします。 A 80 点以上 秀 当該科目で定められた到達目標を、特に優秀な水準で達成している B 70 点以上 80 点未満 優 当該科目で定められた到達目標を、優れた水準で達成している C 60 点以上 70 点未満 良 当該科目で定められた到達目標を、良好に達成している D 50 点以上 60 点未満 可 当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している F 50 点未満 不可 当該科目で定められた到達目標を、達成していない							
〔ディプロマ・ポリシー (DP) との関係〕							
学部				学科			
DP1	DP2	DP3	DP4	DP1	DP2	DP3	
		○	○		○		
〔学生の「授業評価」に基づくコメント・改善・工夫〕 視聴覚教材を用いて学ぶ内容の理解促進に努め、特に、学ぶ内容が空理空論ではなく、社会と密接に結びつき、自分自身の問題であることを理解できるよう講義を組み立ててきました。授業評価は、その点について肯定的評価であったと理解しています。 授業評価では、毎回配布するレジュメの記入枠について小さいとの意見がありましたが、レジュメのサイズと用紙の配布を考慮してやや小さめに作成しています。紙資源を考慮すると基本的には枠のサイズの変更は最							

小限にとどめたいと考えていますが、可能な限りレジュメの枚数を増やすなり改善が可能かと思います。 「テストの情報がほしい」「テスト対策が少ししにくい」という意見についてですが、第1回の講義時（また、試験直前の14回・15回）に試験の説明をしています。Google クラスルームに記すことで対応します。ただ、このような意見のみならず受講生の疑問質問については、オフィス・アワー等において直接教員に質問することも重要なことなので、そのような環境を整えることで対応したいと思います。もっとも、試験対策という目先の利益にとらわれず、将来役立つ教養として憲法を学ぶことを求めます。	
〔教科書〕 必要に応じて、参考となる書籍を紹介します。	
〔指定図書〕 芦部信喜『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023）、小林直三ほか『判例で学ぶ憲法』（法律文化社、2022）	
〔参考書〕 高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第6版〕』（有斐閣、2024）、渡辺康行ほか『憲法Ⅰ〔第2版〕基本権』（日本評論社、2023）、同『憲法Ⅱ 総論・統治』（日本評論社、2020）、長谷部恭男『憲法〔第8版〕』（新世社、2022）、松井茂記『日本国憲法〔第4版〕』（有斐閣、2022）、加藤一彦ほか『フォーカス憲法 事例から学ぶ憲法基盤』（北樹出版、2020）、長谷部恭男ほか『憲法判例百選Ⅰ〔第7版〕』（有斐閣、2019）、同『憲法判例百選Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣、2019）、弥永真生『法律学習マニュアル〔第4版〕』（有斐閣、2016）など。	
〔前提科目〕 特になし。	
〔学修の課題、評価の方法〕（テスト、レポート等） 講義に出席しただけでは学んだことが知識として定着することは困難と考えます。全15回の講義につき予習・復習を十分に行われていることも評価していきたいと考えます。具体的には、講義中に、復習・予習が実行されているか確認の質問を行い、投げかけられた質問に対する応答、積極的な受講姿勢についても評価します。なお、原則、定期試験100%により評価を行いますが、欠席が3分の1を超えたとき受験を認めません。	
〔教員としてこの授業に取り組む姿勢と学生への要望〕 本講義で学ぶ内容は、社会の出来事、つまり社会現象と無関係ではない憲法に関する事柄です。日頃から、報道番組や新聞記事に目を通し、実社会で何が起きて何が問題となっているのか、ということに関心を持ってほしいと思います。社会を知る、関心を持つことが、教養としての憲法を学ぶことにつながるからです。 また、講義中に質問をします（解答の正解・不正解は不問）。自分の考え方を正確に伝えるという意識をもって発言を試みてほしいと思います。さらには、本講義を卒業後に求められるコミュニケーション能力の涵養の場として活用してほしいとも思います。コミュニケーション能力の重要な一つの点は、自分の言葉で自分の考えを正確に発することです。受講に際して、単に板書するという受け身になるのではなく、教員や他の受講生と積極的にコミュニケーションをし、講義が成長発達となることを意識してほしいと願っています。	
〔実務経歴〕 該当なし	
授 業 ス ケ ジ ュ ー ル	
第1回	テーマ(何を学ぶか): イントロダクション——憲法とは何か—— 内 容: 本講義の進め方や方針について説明したのち、入門的な説明をします。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第2回	テーマ(何を学ぶか): 国民主権と象徴天皇制 内 容: 日本国憲法の基本原則の一つである国民主権・象徴天皇制を学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第3回	テーマ(何を学ぶか): 幸福追求権：プライバシー権について考える① 内 容: 憲法13条が保障する「幸福追求権」とプライバシー権（個人情報の保護）を学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。

第4回	テーマ(何を学ぶか): プライバシー権について考える② 内 容: プライバシー権のうち、自己決定権、とりわけ、安楽死と尊厳死について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第5回	テーマ(何を学ぶか): 平等原則 内 容: 憲法 14 条が保障する「平等」について考えます。その際、憲法 14 条 1 項が列挙する禁止事項のほか、近時問題となる差別問題（LGBT など）について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第6回	テーマ(何を学ぶか): 信教の自由 内 容: 憲法 20 条が保障する「信教の自由」ほか、政教分離について考えます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第7回	テーマ(何を学ぶか): 表現の自由——ヘイト・スピーチ問題—— 内 容: 憲法 21 条が保障する「表現の自由」について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第8回	テーマ(何を学ぶか): 経済的自由——職業選択の自由—— 内 容: 事業を行うさいに「資格」や「許可」が必要となるのかを、近時問題となる営業にかかわる具体的な事例を通じて学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第9回	テーマ(何を学ぶか): 生存権 内 容: 憲法 25 条が保障する「生存権」について、近時問題となっている格差社会や、生活保護申請に対する水際対策等、人の生存にかかわる具体的な事例を学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第10回	テーマ(何を学ぶか): 教育権 内 容: 憲法 26 条が保障する「教育権」について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第11回	テーマ(何を学ぶか): 刑事手続・人身の自由 内 容: 憲法 36 条が定める「残虐な刑罰」の禁止は、死刑制度を否定するものか否かを学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第12回	テーマ(何を学ぶか): 国会 内 容: 「権力分立」について理解を深めつつ、国民主権や国民代表制について学んだうえで、たとえば代表者である国会議員のリコール制度の可能性について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第13回	テーマ(何を学ぶか): 内閣 内 容: 議院内閣制と大統領制を比較しつつ、日本における議院内閣制について学び、たとえば、国民が直接内閣総理大臣を選出する「首相公選制」の可能性について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第14回	テーマ(何を学ぶか): 裁判所 内 容: 裁判員制度を通じて、日本の司法を学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
第15回	テーマ(何を学ぶか): 地方自治 内 容: 憲法第 8 章（92 条から 95 条）に定める「地方自治」について学びます。 教科書・指定図書 該当ページについて適宜触れます。
試験	筆記試験を実施します。講義中に扱った範囲から出題します。